

## 意向調査票提出にあたっての注意点

- 本調査は、自家用車活用事業について各社の実施の意向を確認するものです。自家用車活用事業の実施にあたっては、別途許可を受ける必要があります。また、並行して許可申請を行うことも可能です。(すでに許可を受けている事業者は新たに許可を受ける必要はございません。)
- 複数の営業所で自家用車活用事業を実施する予定がある場合は、営業所ごとに別々に作成して下さい。
- 稼働台数については、時間枠ごとに稼働していた台数の累計を記載して下さい。
- 提出期限(令和6年11月15日(金)15:00)までに、各運輸支局へ原則電子メールで提出して下さい。電子メールによることが困難な場合は個別にご相談ください。(メールアドレスは意向調査票に記載されております)

### <今後のスケジュール>

- 11月15日(金) 本調査票の提出期限
- 11月18日週 使用可能車両数を決定、通知

- その他、不明点は各運輸支局までお問い合わせください。